

第 3 回座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 18 日

平成21年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 1 年 9 月 1 7 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成21年9月18日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成21年9月18日 午後3時30分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	欠 員
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	金 城 英 雄	6 番	宮 里 祐 司
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	金 城 英 幸	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	宮 平 優
	教 育 長	仲 地 勇	教 育 課 長	宮 村 英 美
	政 策 調 整 監 兼 総 務 ・ 企 画 課 長	垣 花 健	船 舶 課 長	野 崎 康
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆		
	産 業 振 興 課 長	宮 城 武		

平成21年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成21年9月18日午前10時開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		議案の説明について
2	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて （平成21年度座間味村一般会計補正予算第3号について）
3	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて （平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算第2号について）
4	議案第32号	平成21年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について
5	議案第33号	平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
6	議案第34号	平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について
7	議案第35号	平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
8	議案第36号	平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
9	議案第37号	座間味村課設置条例の一部改正について
10	議案第38号	座間味村国民健康保険条例の一部改正について
11	報告第4号	平成19年度決算に伴う健全化判断比率の修正報告について
	報告第5号	平成20年度決算に伴う健全化判断比率及び資金不足率の報告について
	報告第6号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第30号から議案第38号までの議案説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第30号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成21年度座間味村一般会計補正予算（第3号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成21年8月20日
- 4 専決処分の理由 座間味中学校校舎において、天井のコンクリートが剥離したため耐力度調査を実施した結果、危険校舎と判断されたため特別教室を代替教室として使用することとし、2学期の授業開始までに改修工事を行う必要があった。また、少雨のため、取水を停止しているウタハ堰の土砂の撤去工事を早急に実施する必要があるが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成21年9月17日提出

提出者 座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

平成21年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年度座間味村一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分する。

平成21年8月20日

座間味村長 宮 里 哲

議案第30号

平成21年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

平成21年度座間味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,904千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,110,033千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成21年8月20日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
17 繰越金		37,773	5,904	43,677
	1 繰越金	37,773	5,904	43,677
歳入合計		1,104,129	5,904	1,110,033

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
4 衛生費		141,342	4,504	145,846
	1 保健衛生費	98,317	4,504	102,821
10 教育費		151,557	1,400	152,957
	2 小学校費	29,952	1,400	31,352
歳出合計		1,104,129	5,904	1,110,033

議案第31号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成21年8月20日
- 4 専決処分の理由 ウタハ堰については、長年の土砂の流入による堆積により、貯水能力が大幅に減少している。今年の少雨により現在取水を停止しているウタハ堰の堆積土砂を撤去することにより貯水能力の改善を図る必要があるため、早急に予算を編成し、作業を行う必要があるが、一定の降雨があると作業が施行できないことなど、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成21年9月17日提出

提出者 座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分する。

平成21年8月20日

座間味村長 宮里 哲

議案第31号

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,504千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,604千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成 2 1 年 8 月 2 0 日
座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 繰入金		70,865	4,504	75,369
	1 繰入金	70,865	4,504	75,369
歳入合計		144,100	4,504	148,604

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 簡易水道事業費		69,265	4,504	73,769
	1 営業費	69,265	4,504	73,769
歳出合計		144,100	4,504	148,604

議案第32号

平成 2 1 年度座間味村一般会計補正予算 (第 4 号) について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 7 日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成 2 1 年度座間味村一般会計補正予算 (第 4 号)

平成 2 1 年度座間味村の一般会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 3, 3 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 0 3, 3 9 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出補正予算」による。

平成 2 1 年 9 月 1 7 日提出
座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
11 使用料及び手数料		45,214	410	45,624
	1 使用料	41,667	410	42,077
12 国庫支出金		8,481	110,716	119,197
	2 国庫補助金	157	110,246	110,403
	3 国庫委託金	2,323	470	2,793
13 県支出金		55,177	172	55,349
	3 県委託金	31,367	172	31,539
14 財産収入		302	51	353
	1 財産運用収入	300	51	351
16 繰入金		14,512	8,459	22,971
	2 基金繰入金	14,511	8,459	22,970
17 繰越金		43,677	73,256	116,933
	1 繰越金	43,677	73,256	116,933
18 諸収入		9,543	300	9,843
	4 雑収入	9,538	300	9,838
歳入合計		1,110,033	193,364	1,303,397

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 議会費		34,409	490	34,899
	1 議会費	34,409	490	34,899
2 総務費		188,285	68,863	257,148
	1 総務管理費	158,186	66,302	224,488
	2 徴税費	14,781	3,164	17,945
	3 戸籍住民基本台帳費	7,329	△560	6,769
	5 統計調査費	1,804	△43	1,761
3 民生費		116,471	8,632	125,103
	1 社会福祉費	104,168	7,621	111,789
	2 児童福祉費	12,301	1,011	13,312
4 衛生費		145,846	24,552	170,398
	1 保健衛生費	102,821	17,080	119,901
	2 清掃費	43,025	7,472	50,497

款	項	補正前予算額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		72,052	6,641	78,693
	1 農 業 費	20,854	6,641	27,495
7 商 工 費		19,968	1,393	21,361
	1 商 工 費	19,968	1,393	21,361
8 土 木 費		96,006	48,963	144,969
	2 道 路 橋 り よ う 費	8,197	42,666	50,863
	4 港 湾 費	5,110	6,082	11,192
	7 空 港 費	21,411	215	21,626
9 消 防 費		5,478	3,450	8,928
	1 消 防 費	5,478	3,450	8,928
10 教 育 費		152,957	30,380	183,337
	1 教 育 総 務 費	58,030	25,402	83,432
	4 幼 稚 園 費	23,702	861	24,563
	5 社 会 教 育 費	4,031	4,117	8,148
歳 出 合 計		1,110,033	193,364	1,303,397

議案第33号

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,030千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成21年9月17日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
4 国庫支出金		56,606	3,693	60,299
	1 国庫負担金	35,556	2,957	39,513
	2 国庫補助金	20,050	736	20,786
7 県支出金		10,592	521	11,113
	2 県補助金	10,042	521	10,563
10 繰入金		26,717	5,605	32,322
	1 一般会計繰入金	26,716	5,605	32,321
11 繰越金		1	8,211	8,212
	1 繰越金	1	8,211	8,212
歳入合計		145,049	18,030	163,079

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 総務費		9,309	4,174	13,483
	1 総務管理費	9,252	4,174	13,426
2 保険給付金		77,220	2,961	80,181
	3 出産育児諸費	1,900	2,961	4,861
3 後期高齢者支援金等		21,688	2,728	24,416
	1 後期高齢者支援金等	21,688	2,728	24,416
4 前期高齢者納付金等		180	647	827
	1 前期高齢者納付金等	180	647	827
5 老人保健拠出金		1,011	5,973	6,984
	1 老人保健拠出金	1,011	5,973	6,984
6 介護納付金		0	0	0
	1 介護納付金	0	0	0
11 諸支出金		3	1,547	1,550
	1 償還金及び還付加算金	3	1,547	1,550
歳出合計		145,049	18,030	163,079

議案第34号

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,305千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成21年9月17日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
4 繰入金		2,040	3	2,043
	1 一般会計繰入金	2,040	3	2,043
歳入合計		2,302	3	2,305

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 諸支出金		4	3	7
	1 償還金	3	3	6
歳出合計		2,302	3	2,305

議案第35号

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成21年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年9月17日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 繰入金		75,369	17,597	92,966
	1 繰入金	75,369	17,597	92,966
4 国庫支出金		19,600	9,350	28,950
	1 国庫補助金	19,600	9,350	28,950
8 村債		9,800	4,600	14,400
	1 村債	9,800	4,600	14,400
歳入合計		148,604	31,547	180,151

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 簡易水道事業費		73,769	31,547	105,316
	1 営業費	73,769	31,547	105,316
歳出合計		148,604	31,547	180,151

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
座間味地区簡易水道 施設整備事業	千円 9,800	証書借入 又は 証券発行	% 年10%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。	千円 14,400	証書借入 又は 証券発行	% 年10%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。

議案第36号

平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
5 繰越金		1	236	237
	1 繰越金	1	236	237
歳入合計		49,063	236	49,299

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 下水道事業費		11,813	236	12,049
	1 下水道事業費	11,813	236	12,049
歳出合計		49,063	236	49,299

議案第37号

座間味村課設置条例の一部を改正する条例について

座間味村課設置条例（平成19年3月22日条例第19号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

行財政改革の推進と業務の効率化による住民サービスの向上を図るため、組織の再編を行うために、条例を改正する必要があると議会の議決が必要である。これがこの議案を提案する理由である。

座間味村課設置条例の一部を改正する条例

平成21年9月17日

条例第7号

座間味村課設置条例（平成19年3月22日条例第19号）の一部を次のとおり改正する。

第1条中、「総務・企画課」を「総務課」に改める。

第1条中、「税政課」、「環境衛生課」、「船舶課」を削る。

第1条中、住民課の次に「公営企業課」を加える。

第2条中、「総務・企画課」を「総務課」に改める。

第2条中、「税政課」を削り、

- (1) 村税及び県民税の賦課徴収に関する事。
- (2) 固定資産税賦課徴収及び資産評価に関する事。
- (3) 法定外目的税の賦課徴収に関する事。
- (4) 村有財産の処分・整理に関する事。

を、

- (31) 村税及び県民税の賦課徴収に関する事。
- (32) 国定資産税賦課徴収及び資産評価に関する事。
- (33) 法定外目的税の賦課徴収に関する事。
- (34) 村有財産の処分・整理に関する事。

に改める。

第2条中、「環境衛生課」を「公営企業課」に、

- (1) 環境衛生に関する事
- (2) 簡易水道に関する事

- (3)ダム管理に関すること
- (4)下水道に関すること
- (5)清掃及びごみ処理に関すること。
- (6)墓地に関すること。
- (7)エネルギーに関すること。

を、

- (1)簡易水道に関すること
- (2)ダム管理に関すること
- (3)下水道に関すること
- (4)船舶運送事業に関すること。
- (5)観光客業務に関すること。

に改める。

第2条産業振興課中、

- (18)環境衛生に関すること
- (19)清掃及びごみ処理に関すること。
- (20)墓地に関すること。
- (21)エネルギーに関すること。

を追加する。

第2条中、

船舶課

- (1)船舶運送業務に関すること。
- (2)観光集客業務に関すること。

を削る。

附則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

詳細につきましては、せんだって行われました全員協議会で説明をさせていただいておりますので、割愛させていただきます。

議案第38号

座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

座間味村国民健康保険条例（昭和47年座間味村条例第43号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

出産に要する費用の実態を踏まえ、少子化対策の充実を図るため当面の施策として、出産育児一時金額を暫定的に引き上げる必要がある。

座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成21年9月17日

条例第8号

座間味村国民健康保険条例（昭和47年座間味村条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則

（平成21年10月から、平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

被保険者が、平成21年10月1日から平成23年3月31日までに出産したとき支出する出産育児一時金についての第4条の規定の適用については、同条中350,000円とあるのは390,000円とする。

この条例は、平成21年10月1日から施行し、平成23年3月31日をもって効力を失う。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

以上で提出議案の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程第2．議案第30号 専決処分の承認について議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、30号のウタハ堰の土砂撤去工事、この予算の450万円…。

31号でやる。

これだけでこの工事は終わりそうですかということなんですよ。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

工事の主な内容については堆積土の運搬ということですが、堆積土は事前に把握することはちょっと厳しいところがあって、大体大まかな土量を計算して日数は2週間ということで、15日これは移動日も含めてです。ですから13日までかかるということで予算を組みましたけれども、現場というのはちょっといろいろと予想外のこともありますので、まず入っていくまでに進入路でちょっと1日ぐらいオーバーしたのかな

と。あとは今絶えず現場のほうに行き、土壌の運び出し、確認をしておりますが、若干数日土砂を全部運び出すには数日程度足りないのかなというような感じがしております。きょうも議会が終わってからもう一回行ってくる予定です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この間、全協のときに私どもも行って見ましたけれども、2週間ではかなり厳しいのではないかなと私は見ているんですよ。また、きのうの金城英雄議員の質問にもあったように、進入路がないのでやはり機械を運ぶにはどうしても船で運んできますよね、だから今回、その予算でないからということで途中で切ってしまうと、この機械をまたもう1回運ぶためにまたかなり金がかかるわけですよね、沖縄本島からマージンで入ってくるとなると、だから万が一、この期間で終われない場合にはもうついでとっては何ですけども、そのまま延長させて後でまたもう1回必要な分だけ補正を要求するようにしてもらってもいいですかね。そうでないと余計な金は何百万円もマージンが行ったり来たりするので、余計な金がかかるので、現場の実情に合わせたやり方で、逆にいえば今掘ることによってその後に雨が降れば、貯水量が2倍ぐらいになるという予想になっているので、あまり何千万単位ではないので、その分の考慮はするようにということを私の提言としておきますので、以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この専決処分の件でございますけれども、過去にもたくさんの専決処分がありましたが、この専決処分は非常に意味の深いすばらしい専決処分だと思っております。これはどうしてかといいますと、ウタハ堰、これは非常にいつもは水は入っているんですが、今回に限ってちょうど干上がっていたんですね。その機会を見て、このようにして本当に工事が無事に終わろうとしておりますね。だからこれにつきましては、この専決処分の補正は非常に私は意味のあるすばらしいものだと思います。今のように非常に濃い今後は専決処分をしてもらいたいとそのように思います。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

座間味中学校の件についてお聞きしたいんですけども、中学校校舎の剥離しているのは1教室ですか、複数の教室にまたがっているんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

お答えします。剥離した教室は2教室です。二つの普通教室です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

すると校舎の教室は全部で幾つあるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

座間味小学校の校舎になるんですけども、剥離したのが小学校5年生の教室、それから隣に6年生の教室も同じように剥離があって、それ以外に更衣室と倉庫が2棟ですね、それがあります。そこも少しは天井剥離がありました。上のほうで4教室です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これは耐力度調査は全般的に剥離した教室だけをやったのか、いわゆる校舎全体的に見てやったのか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

この校舎は全体的な調査をしております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

とりあえず今、組まれている100幾らかの補正でどうにか対応できると、きのうの一般質問でも同僚議員が新しい校舎があるとか、計画的な考えがあるということでもありますので、できるだけいわゆる子どもたちに事故が起こらないように、その辺は注意深く見守ってやってほしいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにございませんか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第31号 専決処分の承認について議題とします。

これから質疑を行います。5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

先ほど同僚議員からも意見がありましたが、同じような質問になるかと思いますが、課長、この土砂の除去の面積、あっちの中のもう一帯の広場の面積は全部取るんですか。今、ブルが入ってUターンしたりしたところがあったですよ。あちは何か見たら山から流れてきた土砂とは違って、元々のあれではないかなと思うような感じがあったんですが、ちょうど私らが行ったときに掘っていましたね。あちはちょっと今、

川みたいな広さしか下まで掘っていなかったですよ。そこのそばで車が回っていましたね。それは400万円で足りませんか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

作業のほうは9月9日に台船が入りまして、進入路の工事に入って9日、10日、2日間かかっております。沢を2箇所ちょっと埋めて通らないといけない工事があったものですから、11日から掘削を始めまして、きょうで8日目になりますけれども、当初予定していた作業期間であと4日ということなんです、ちょっと予定よりはかなり遅れているようです。先ほどUターンした箇所、あそこは山に向かって左側、アダンも伐採をしておりましたけれども、あの辺までハイウォーターライン、いわゆる満水状態になると水位が来るんですよ。Uターンしているところは全部水没しますので、そこを掘削したら効果がもっと上がるということですから、その分は全部除去したいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

できるだけ工事は安く上がったほうがいいわけですが、だれも金はたくさん入れてまでやる必要はないと思いますが、どうしてもあれはちょっと400万円では無理ではないかなと思う点があるんですよ。それと先ほど同僚議員が言っていた道路、あれもウシーガジュマルあたりから開けて、ウタハの向こう、黒崎の上の山、あつちはとっても平坦なんですよ、上から。あつちに展望台をつくとすばらしい展望台ができると思いますよ。そういったものも関連しまして、向こうまでどうしても関連する道路を観光も兼ねてできるような道路をさせるような方法に働いてください。この際、水問題においては徹底的にやらないと来年、再来年へ越してしまうとまた同じような日照りが続くと、「ターガ村長ナティンイーヌムンヤルン」と言われても困りますのでね、宮里村長、あなたは歴史上一番若い村長で、あんな大差をつけて当選したかわりで村民は非常に期待しているんですよ。ですから何を掘るような仕事をおかないと、もうイメージはつぶれますのでひとつ頑張ってください。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにございませんか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第31号 専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第32号 平成21年度座間味村一般会計補正予算について議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番 (宮里順之議員)

歳入の11款の多面的交流促進施設使用料41万円入っておりますけれども、こういったものなんですよかね。

○ 議長 (宮平秀保)

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長 (宮城 武)

これはウハマのコテージ等の使用料でございます。以上です。

○ 議長 (宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

○ 1番 (宮里順之議員)

コテージはちなみに1棟一晩幾らぐらいしています。

○ 議長 (宮平秀保)

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長 (宮城 武)

2万円でございます。

○ 議長 (宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

○ 1番 (宮里順之議員)

2万円。

○ 議長 (宮平秀保)

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長 (宮城 武)

はい。

○ 議長 (宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

○ 1番 (宮里順之議員)

わかりました。

○ 議長 (宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

○ 3番 (金城善昇議員)

これは一つ一つ答えていただきます。これは教育委員会なんですが、8ページ、学校情報通信技術環境整備事業費補助金とありますけれども、具体的なものはどういうものを行うのか。これをちょっと教えてください。

○ 議長 (宮平秀保)

宮村英美教育課長。

○ 教育課長 (宮村英美)

ただいまの学校情報通信技術環境整備事業について、御説明いたします。31ページを見ていただいたほうがわかりやすいと思います。今回、総務費の備品購入費ということで31ページのほうに2,630万2,

000円の補正予算を計上しております。これはこの事業の大きなタイトルがありまして、これは学校ICT環境整備事業ということで、平成20年の7月1日の閣議決定された教育振興基本計画、その中の政府の整備目標、これを踏まえて実施する事業ですが、補助率につきましては3分の2の補助で、残りの3分の1は裏補助として臨時交付金が措置されます。村からの持ち出しはありません。事業の内容なんですけど、3校の幼稚園、小学校、中学校にデジタルテレビ、これが22台で660万円、それから教務用コンピューター、これは児童生徒用8台、それから公務用コンピューター、これは教員用なんですけど、これが41台、計49台で591万9,000円。校内LANの整備で3校で44の教室のLANの整備で880万円、それと周辺機器整備ということで398万3,000円、合わせまして2,630万2,000円の事業を実施いたします。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは教育委員会独自で工事の費用というのか、見積もりはできないわけですよね。これはどこからのどれだけやりたいからということで、どこかに見積もりとか、合い見積もりとか、入札とか、いろいろな方法でやったと思うんですが、どの方法でやられたんですか。ちょっと教えていただいてよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

これはこれからの事業になりますが、実施の方法につきましては入札を考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私が申し上げているのは、工事はそうだろうと思うんだけど、これだけかかるんだというときに、どのような人たちがこの見積もりをつくったかということなんですよ。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

これは国のほうから各整備する項目の単価が出てきておりますので、それに基づいて見積もりを出しています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

では内容はわかりましたけれども、いろいろな情報を聞いてみますとコンピューター、デジタルテレビはいいわけですが、あれは特別なものはないので。ただコンピューターの中に余計なソフトが顔認証システムとか、いろいろなわけのわからないソフトが入っている可能性があるという情報を得ているんですが、これはソフト的にはどんなものが入っているんですかね。ただ、パソコンソフトがなければ動きませんので、本体だけ持ってきても動くものではありませんから、その教育の内容はどういうものを教育の内容として目的としたものなのか。その辺はどういうソフトが入っているのか、ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

多分、これはパソコンにかかわる周辺機器の整備のことをお聞きしていると思うんですが、各学校からの周辺機器として必要なものを挙げてもらいました。かなり細かい項目があるんですが、例えばプロジェクターとか、カラーレーザープリンター、デジタルビデオカメラとか、サーバーパソコン、フィルタリングソフトとか、教育学習ソフトとか、各項目があるんですが、こういうものを周辺機器、パソコンと一緒に今整備しようということで考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

パソコンによってはソフトの中にいろいろなわけのわからないが入っているのがありますので、子供たちに有害にならないようなソフトをチェックして入れてください。いろいろな有害サイトがありますので、それを覚えさせてしまうと、自分の家でわけわからないことをしたら困りますので、その辺はきちんとするように。今はもう本当にパソコン自体に扱われて、本人がパソコンを扱っているつもりがパソコンに扱われている時代になっていますから、その辺は教育委員会もしっかり目配せをして学校教育を行うようにしてください。これに関しては以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

初めに補正につきまして、今回の補正、平成20年度の決算で繰り越し7,000万円余りある中で3,100万円余りの積立ができたこと、大変すばらしいものだと思価したいと思います。それではちょっと質問をやりたいと思います。22ページでございますけれども、新しく入りました子育て応援特別手当があるんですけども、これは本村に何名のものなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質疑にお答えいたします。本村におきましては22名の対象者がおります。対象者といたしましては、今幼稚園に通っている年少から年中、3歳から5歳の子供たちを基準にしております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

よくわかりました。これは本当に国のあれとして助かるものでございまして、大変すばらしいものだと思います。

24ページでございますが、こちらに生ごみ処理機購入で380万円あるんですが、これはどういった役目をするんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

備品購入費の生ごみ処理機購入の質疑ですけれども、現在の生ごみ処理、現場のほうであまりうまくいっていないものですから、電気で乾燥式の装置になります。それを購入して、乾燥した後、肥料として使いま

すよね。そういうことで生ごみの処理を改善したいということで考えております。予算の内訳なんですけれども、現場のほうは持込量とか、そういうのを全部チェックをしまして、かなり大量に入ってきます。阿嘉と座間味のクリーンセンターのほうでは日量で80キロ処理できる機械です。これは労力を要するものですから、電気工事も含みます。これが座間味1台、阿嘉に1台です。あとは小型の家庭のコンセントから取れる生ごみ処理機、大きさも非常にコンパクトになっていまして、洗濯機ぐらいの大きさですが、あれよりちょっと小さいですかね。これを各学校のほうに設置をしまして、一応学校のほうにはこういうふうにしごみを処理をして、給食のごみ、それからあとは学校の先生とか、子供たちを含めてそれを持ってきて肥料をつくって、今各学校、校内の美化ということで花木に、学校に行きますと花が咲き誇って非常にきれいな学校になっているんですが、肥料はみんな買っているんですよ。そういうことで肥料も流用できるというようなことで、一応学校にもこういう形で購入したいということでお話ししましたら、ぜひ進めていきたいと、お願いしますというようなことがあって今のところそういうことで合計5台になりますか、そういう予算になっております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

よくわかりました。この生ごみ処理というのは前もあったんですが、途中でないからどこにいったかわからなくなっただけなんですけれども、お金を払って何もやらないことがあったわけですね。だから特に生ごみというのは非常に難しいものでございまして、これが特に阿嘉、慶留間等のおきましても、何か穴を掘って何か処理をしているとか肥料も何か入れているようですが、こういったものは確実に今後、これだけの経費をかけてやるものですからちゃんと収入方よろしくお願ひしたいと思います。

それから26ページでございしますが、一気にいきたいと思います。ライフセービングの116万円計上されていますが、これは当初予算でも相当あったと思うんですが、何か足りない理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ライフセーバー、当初400万円の予算を計上しておりますけれども、期間が9月いっぱいまで延長するというので、その延長の追加分と沖縄協会の沖縄支部ですか、その方々と最初の契約の段階でちょっとこれでは予算が足りないということで補正等で何とかやるということでお願ひして、今変更といえますか、この契約をまた協議して追加の予算でございします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これは阿嘉、座間味、合わせてのものですよね。はい、わかりました。前から、去年はいなかったんですが、事故がなくてよかったと思うんですが、非常に助かっているようですね。泳いでいる方々も非常に安心してニシ浜等とか、いろいろなところで喜んでおりましたので、また今後も続けてもらいたいと思います。

それから27ページでございしますが、道路維持費の中の橋りょうの台帳の件ですけれども、どこの橋のものですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ただいまの質疑、道路橋梁費、これは慶留間の橋の慶留間橋ですか、その台帳作成です。耐震とかそういう構造、そういうのも今見直されていますので、その台帳整備からやって、それからまた補強ですか、5年計画で一応計画しております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これは初めてのものですか、初めてやるの。今の台帳は。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

阿嘉橋のほうは台帳ありますけれども、慶留間のほうはないので今回、計上しております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

よくわかったんですが、早くつくったのは後なったんですね。よくわかりました。その関連のものですけれども、そちらのほうに座間味阿真線の工事があるんですよ。そこの中に設計が500万円あるんですよ。それは工事費が3,500万円ですけれども、これは7%ですね。これは新規の事業ではなくて、ただ舗装だけですけれども、そんなに設計費がかかるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

座間味阿真線舗装、当初からも舗装があっちこっちデコボコで大変また観光道路として利用されております。水が溜まりますよ。その側溝と暗渠も入れて設計します。起点は総合センターから阿真の入口の三叉路まででございます。約1.3キロです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

わかりました。工事量が多くなったという解釈したほうがいいですね。わかりました。

それから33ページでございますけれども、こちらのほうに高良家のトイレ工事整備というのがあるんですが、これは全部国保補助できているんですけれども、大変よろしいものだと思うんですが、これは場所はどこですか、ちょっと聞きたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

今回の交付金で高良家のトイレ整備なんですけど、場所については高良家正門近くと、それからそこから少し離れた中村秀克議員の空き宅地があるんですけれども、今どちらかにするか検討します。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これは非常に文化財保護の高良家のトイレの整備と書かれておりますので、これはやはりどこかこれは皆さんの選定によると思うんですが、人が近くて高良家を見る人の目的がこうですので、目的はさすようなところにやってもいいのではないかと考えているわけですよ。だからこれにつきましては、慎重に考えてもらいたいと思いますね。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

わかりました。これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

宮城課長、ちょっと今、同僚議員の質疑に答えていたんですけども、確認したいことがありまして、慶留間橋の台帳を整備するというんだけど、この慶留間橋は平成元年にできましたよね。ちょうど私が担当のころもう21年になりますよね。これは県代行でやられていますから、私はこれは台帳は整備されたと思っておりますけれども、私の勘違いかなどこれは確認したいと思います。台帳ないんですよ。県代行でやっていますから、おそらくまた村のほうに、この道路は譲られておりますから譲渡されていますよね。村道でしょう。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

そうですね。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

だからしたがって村の責任だったのではないかと考えていますけれども、これは確認したんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

担当に確認しましたら作成されていないということで、今回新たに作成する予定です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは間違いありませんね。ありがとうございました。

それからまた質疑いたします。11ページ、財産収入5万1,000円入っておりますけれども、説明をしてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

御質疑の14款普通財産の貸付収入は昨日の一般質問で出ました土地の使用料となっております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

何件ですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

2 件分となっております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

2 件分ですね。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

はい。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

わかりました。次に進みます。

それから 1 2 ページ、湧水対策基金繰入金についてですけれども、基金の状況、これは湧水対策基金がありましたよね、これの運営状況、これは関連しますので説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。湧水基金については、たしか平成 19 年度の予算で 7,500 万円、一般会計に繰り替え運用していると思います。細かな出し入れについては後でデータをおあげいたしますけれども、今回の 840 万円については今年度の当初予算で 2,500 万円を基金に積立して戻すという予算を組んでおりまして、そのうちから実際に基金へ積立した分を取り崩して、後で簡水の補正にほうに出てくると思うんですけれども、湧水対策のために使いたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

会計課長になると思いますけれども、基金の台帳というのはありますよね。後で資料を見せてください、村長お願いします。これで終わりました、次にいきます。

これは我が議会なんですけれども、議会の人件費が補正されておりますけれども、これは局長の人件費ですね。これは増に伴って…。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

人件費につきましては、この 1 款の議会費に限らずほかの款でも出てきます。これは 4 月 1 日付の人事異

動に伴いまして、人件費の組み替えをしております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

16 ページ、報償費、弁護士料、これはそこに22万円とありますけれども、これは恐らくこれはごみ処理の東京裁判のものが主だと思いますけれども、これまでの支払い状況、これを後でもいいですから教えてください。幾らの弁護士料を払ったか。一体どうなるのか、大変心配していますので、いつまで続きますかと心配したんですけれども、恐らく今年で終わらないのではないかと思いますけれども、こんなして弁護士料だけ払っていいですかということで心配している状況です。後で資料下さい。

それから次の17ページ、アイランダー2009助成金というのはどんなものですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

アイランダー2009、アイランダーというのは日本離島センターというところが主催をしております。簡単に申し上げますと沖縄で離島フェアというのがありますが、これの全国版みたいなものです。今回、村の商工会のほうにこういう催し物があるんだけど、どうですかということを言いましたから、ぜひ参加したいということでしたので、助成金として商工会のほうへ助成金を出したいと思います。この30万円の中身なんですけど、これは日本離島センターから20万円ありまして、さらに沖縄の離島振興協議会から10万円の助成をそのまま商工会へ流すということです。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

わかりました。それから25ページ、農林水産費、農業費のところは13節委託料、15節工事費、もちろんこれは国庫支出金ですけども、村から出ておりませんけれども、これは聞いていいですか。設計関係はできていますかね、委託は。設計関係はどんなですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

これからの予定でございます。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

農道とか、道は12%が普通ですよ。勾配ですよ。だから向こうは場合によっては17ぐらいあるんですよ。あれは非常に危険ですよ。これまで道路からすると人身事故もあったし、非常に危険な道路なんです。だからあれは相当緩やかに持っていくためにはごみ処理場近くまで盛り土で持っていけないと思いますけれども、そういうことは頭にありますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

この道路はサンダ川ですか、カーブがあるところはそこの今ひび割れがしていますので、その補修工事

でございます。東側の道路ではございません。それを一応今、災害等の際のその設計、全面的に設計して、それを改修する予定でございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

私は大変勘違いしますね。これはサンダ川ですか。私はちり捨て場に行きますよね、そこだと思ったんですけども、そうではないんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

はい。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

同僚議員、宮里祐司議員がいつも…。これですか。わかりました。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6 番 宮里祐司議員。

○ 6 番（宮里祐司議員）

今、同じ部分での質疑なんですけれども、補修の工法と工期は何日ぐらいで予定しているのか。あとは日程、一番忙しい時期、また夏の時期とかにかんできますと非常に問題が起こってきますので、この3点、工法と工期、工事の日程ですね。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

これから入札する、設計を含めて工法に際しては亀裂箇所をもどいうふうにするかコンサルしながらやりたいと思います。それからできれば夏の期間を避けて10月ぐらいから設計工事をやりたいと思います。工期が今年度中に完成を予定しております。それときのうも質問ありましたけれども、村の道路の認定ですか。それも含めまして今回、一緒に設計に入れてできないか、検討してまいります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6 番 宮里祐司議員。

○ 6 番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

総務費の中で、工事請負費の中に節水対策事業というのがありますけれども、伝票の中で配られた中で節水型トイレ設置というふうになっているんですけども、これはどういう内容なのか、節水型トイレというのはみんな水洗になっているから、いつも節水型にはならないはずだなどと思っているんですけども、どういうものかちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

今回の節水対策事業は節水型トイレ、公共施設のトイレをできるだけ節水型にしようということなんですが、後でごらんになっていただきたいんですが、今現在、座間味港のターミナルのほうに現物が展示されております。通常、今使われている水洗便所のトイレが13リットル使われているというふうに言われていますけれども、節水型トイレにすると6リットルぐらいで済むというトイレになっております。それを1回当たり7リットルぐらいの節水できるわけですから、年間にするとかかなりの節水になるかと思えます。数にしますと約100基を改良する予定です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何か現物見てきまして、今流せないわけですよ。タンク方式とそうでない方式がありますよね。レバー式のものは何リットル使われているか、わからないですよ。タンク式は落下式になっていますから、中にペットボトルに水を入れて2個ぐらい入れてやったりとか、かなりの節水とかされている部分もありますので、それにはあまり効果ないんじゃないかと思うんですけど、100基ですか、1,000万円かかるわけですか。すごい工事費になりますけれども、うちでも替えてもらえませんか。これはわかりました。後で現物を見ておきます。あとは土木費、72ページなんですけど、これも私聞こうと思ったんですけど、設計が高いのではないかと思ったんですけど、金城勝英議員の質疑でわかりましたので、この工事請負費の中の3番、外灯設置工事というのが30万円ありますけれども、この内容をちょっと教えてもらってよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

この外灯工事は5つの集落でございます。交付金事業でやりましたけれども、調査した結果、結構修理を要する箇所が結構ありました。それで交付金事業で新規10基ぐらいどうしても各集落、区長から要望がありますのでその新規の外灯の工事でございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

交付金でやられたという。この間、一月ほど前ですか、既存の外灯の何か作業をやっていますけれども、これに対する費用ということでよろしいですか。それともこの金額は新しいのを入れるだけのものですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

修理等は今現在、大体終わっていますけれども、その関連した新規の工事でございます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課長、既存のものは終わったというふうにおっしゃいましたけれども、私が見た限りでは既存のものは何も終わっていないように思うんですよ。なぜか言ったら今までで電気がつかなかった水銀灯がつくのはつ

きますけれども、でも昼間もずっとついているんですよ。これは工事が終わったとは言えませんよ。それで阿嘉の漁港の水銀灯は修理してあるんですかね。2カ所に照っているはずなんですが、1カ所切れているんですよ。あれは直しましたか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

確認しておりませんので、それも含めて再度また調査したいと思います。阿嘉は途中と思いますけれども、座間味のほうでは大体修理等は3集落終わっております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だから、修理したって、つかなかったところがついているんですよ。でも昼間もつきっぱなしなんですよ。これは修理が終わったとは言えないんですよ。違いますか。だってトランス式ですよ。トランスを替えたりとか、照度計を替えないといけないもの。ところが電球をつくるようにしただけで自動でオン・オフができるようになっているはずなんで、それはできないで修理は完了しましたと工事費は払えませんか、これは。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

夜の確認をまだやっていないと思いますけれども、再度また夜行って点検、修理をしたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私は何でそういうことを申し上げるといいますと、何年か前に阿嘉漁港のほうの水銀灯を見ていましたよ。スイッチがこれだから漏電するという話だったけれども、その後に工事が終わったといいますが、電気もつかないし、漏電したままだったんですよ。これは課長、そのときの担当だったので一緒に見に来ていたはずですよ。これは直してくださいと自分たちでは手が届かないところだから、専門の人たちにさせてくださいということでやっていますよ。だからその後に確認していない。工事終わりました。払いました。確認はしていないということは、これははっきりいって手抜きといえますか、仕事の怠慢ですよ。だからさっき夜、確認していないとおっしゃいましたけれども、夜ついていなかったのが昼間ずっとつきっぱなしですよと私申し上げているんですよ。夜はついていませんでしたよ、最近までは。業者が車を持ってきて工事していたのを見ていますよ。でも昼間ずっとつきっぱなしですよ。これでCO₂を減らそうと一生懸命やっているのに、昼間あんなに水銀灯をつけていいと思いませんか。灯りも昼間つけっぱなしなの何台かありますよ、早急に調査して、工事の請負をさせているのであれば最後まで責任を持たないと、これはやりましたよという報告書だけ来て、「はい、お金払いました」ということでは通りませんよ、これは。何のために工事をさせているのかわかりません。住民は見ていますからちゃんと、工事したかどうか。工事しても今申し上げたように昼間つきっぱなしの外灯なんていませんよ。昼間はいませんから、太陽の光で十分ですよ。夜ついて、朝になったら消える。これが本来の外灯の役目でしょう。それを確認するのが工事をさせた側の責任でもあるわけですから、ちゃんとそれは確認してください。住民は業者には文句言いませんよ。行

政のほうにしか文句言いませんよ。その管理もできない議員に文句来ますからね。だからあえて私たちは申し上げるわけですから、最後まで責任を持って確認をした後に工事費の支払いはすること。そうでなければ自分たちで工事してください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

一、二点聞きます。16ページ、委託料、個別外部監査委託料というのはどういった意味を持つものですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

金城議員の御質疑にお答えいたします。昨日の一般質問でも出ましたけれども、本村は残念ながら財政健全化法の早期健全化団体の基準となる実質公債費比率が25%を超えております。これは財政健全化法でいいますと、この中で個別外部監査を入れなさいという国の法律に従いまして、外部監査委員を選定していろいろなこれまでの財政状況の悪くなった要因であるとか、これからどういうふうに財政を健全化していったほうがいいのかというものを外部の専門家に提言をしてもらうという作業になります。全協の中でもお話ししましたが、この外部監査の委託料、かなり高額です。500万円もかかるということなんですけれども、これについては国の財政健全化法に基づく作業となりますので、特別交付税でその分は経費が措置されるというふうに聞いております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

そういう状況であれば、幾らかかっても徹底的に監査をさせて財政健全化に向けてしたほうが良いと思いますが、これは外部から導入してくるわけですか。自分たちで選ぶ。向こうから派遣されてくるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

これについては実は県の市町村課のほうからも何カ所か、公認会計士事務所を紹介していただいておりますし、何カ所かの公認会計士事務所でも応募をしてもらいます。どういう監査をしていただけるのかというのを、それを出してもらった上で担当課のほうで選定をします。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これはもう何年度からのものに監査が入るかはわからないわけですね。田中村長時分から見ると何かはわからないわけですよ。村政はもっと前からあるのでは。何年前からですか。旅費の件で。一般関係の中の特別職の県外旅費とありますが、これは聞きましたか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

特別職の県外旅費、これは南部地区の村長と議長の会議の中で、長野県のほうに老人ホーム等の視察が予定をされております。実はこれは予定8月ぐらいだったと思うんですが、やはり各市町村そういう予算はとっていないということで、9月の補正に上げていただいてということで日期的には来月というふうになっております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これは広域の中のものではないわけですね。わかりました。視察して十分勉強して、ためになるようにやってください。

それから総務費の中の18ページ、村税の還付金とありますが、これはどういった意味なのか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。この還付金は村税の中の固定資産税の家屋になります。実は今般の評価替えの中で、この面積が重複しているものが発見されて、県のほうへも問い合わせをしたところ、これは還付すべきだという指導を受けましたので、遡って還付することとしております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

説明でわかりましたが、こういったのはよく注意して係員に確実なる点検をさせて評価するようにしてください。

それから一遍をお願いします。塵芥処理の中で5名積込み作業委託とありますが、課長、24万5,000円ですか、これはバージにごみを乗せるときの委託と考えてよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ごみの積込作業委託24万5,000円、これにつきましては座間味の墓地公園の造成中にちょっと工事をした中に混合ごみがもう大量に埋まっています。全部取りました。以前に埋められたようですけども、金属とか、タイヤ類、プラスチックということで、これはトラックで古座間味のほうに一たん移動して、それから那覇に搬送するというので、これは島内での片づけの費用だけです。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

わかりました。そして、これからお願いするのが1件ありますが、阿嘉の焼却炉の中に焼却灰が積まれてありますね、あれも前からたくさん出ているわけですね。これも一緒に燃やせるような機械だということで、最新型の機械を導入したわけで残念ながらこれは燃やせないということで現在に至っているわけでございますが、そこで作業している作業員がこれをどうにか持ち出す方法はできないかと、村外へそれを沖縄本島内なんかでこれを燃やしてくれるようなところを探して、持ち出せるような方法はないかということをおのほうに聞いてくれということをお願いがありましたので聞いています。それについては何の見通しも何もないですか、課長。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質疑ですけれども、建物の中に若干残っているものがあります、現在。屋外の方は全部片づけましたけれども、これにつきましてはそこに流れ出すということは現在のところはそういう流出するおそれはありません。処理方法ですけれども、島外に搬出する方法と、溶融炉が、再稼働したときに処理する方法と2つあると思いますけれども、今すぐ持ち出すという計画は今のところはあります。当分は保管をしておいて、後で判断するという事です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

それからあと1点聞いて終わりたいと思います。25ページの農業振興費、これも順之さんが聞きましたかな。ウハマ土地の登記承諾の旅費がありますね、23万9,000円、それについて…。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ウハマの施設の中の本土の方が2名ほどおりますので、その旅費でございます。登記関係のです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

このウハマの件は何年たっても解決できない。後世にこういった経費を財源もない村にいつまでも引きずってそういう負担をさせるような状況では、我が村はいつになっても立ち直ることはできないと思いますね。執行部の皆さん、本当に引き締まって自分一人が担当して、それをのければいいからといって、次の担当者にそういったものはタッチして、退職していくようなことでは本当にこれはやりきれませんよ。これは公務員として失格だと私は思って、こういうことでは。ですから今度、村長も総務課長も職員の指導を徹底的にやって、今後こういったことはないように指導してください。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

クィーンのバースに行くところ、車が通らないブロックをおいていますね。進入禁止と書いていますよね、あそこは。だからそのほうもブロックで車が出入りできるような、いわゆる人と車の流れをどうにかスムーズにいくような方法で、できるだけブロックの上を歩かさないように、あそこは実際とまりんの前の道路でやはりアスファルトに替えていますから、将来起こり得ることですから金かかりますから、ぜひこれは検討してやってください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありますか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成21年度座間味村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第32号 平成21年度座間味村一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第33号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

13ページ、民主党政権になって来年から後期高齢制度というのが廃止されるというマニフェストにあるそうですけれども、本決算ちょっと聞きます。国保支出金が120万6,000円、一般財源が55%取っていますね。150万2,000円となりますけれども、これは税金ですか。ちょっと説明してください。トータルで負担金が272万8,000円出ておりますけれども、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

これは後期高齢者医療のほうに医療費として負担する座間味村分の負担金です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ですから村民の負担ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

はい、村民の負担ということになります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

国庫支出金が120万円、一般財源の持ち出しは多いですね。この制度は廃止したほうがいいですね。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

予算とは関係なんです、ひとつ職員にお願いしたいことがあるんですが、今年、私も4月から該当に入って、いきなり督促状が来たんですよ、村から。通知を税の払えの通知をいつから、多分4月からだと思うんですが、これは期間はこの請求書を出していたのかどうかわかりません。覚えがないですね。それで督促状が来たものだから、私としては年金からさっ引かれるものだと思って、安心してたんですよ。自分の定期から現金出さなくてもいいと思って、あれから引かれるから安心だと思って黙ってそのままにしていたら、督促状が来たものだから何でなっているのかと思って、職員のほうに聞いたんですが、その間、本人から払うようになっているという説明を受けましたが、そういうものは我々みたいな役場に電話して聞ける度胸のある人は聞くんですが、全くわからない人なんかは戸惑うわけなんです。そういうところはこの人はいつから該当するということ把握して課長、前もってそういった通知を出してもらいたい。いいですか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまのお言葉を受けまして、今後は改正していきたいと思えます。75歳の後期高齢者医療に到達しましたら保険証が変わりますので、その都度、保険証のほうをお持ちするようにしております。今後、制度の説明、それから保険料の件も含めまして、保健師または担当のほうの職員の直接派遣しまして説明させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第33号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第34号 平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

3, 0 0 0 円を補正するために、これは何とか別の方法で流用できなかったの。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

款外ですので流用はできませんした。補助金の精算をしたところ事務費のほうが不足いたしましたして、3, 0 0 0 円の返還金が生じたので補正させていただいております。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第34号 平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第35号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

これから質疑を行います。

8 番 金城勝英議員。

○ 8 番（金城勝英議員）

一番最後の10ページでございますけれども、委託料の水道の水質検査84万円あるんですけども、これは年間を通じてのものなのか、1回限りのものかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

委託料の質疑ですけれども、これは従来の検査場所に新たに追加した箇所があります。阿嘉の砂防堰とそれと座間味ダム、要するに利水容量が7メートルラインなんです。これから下の水が使えるかどうか、1メートル置きに検査を、特殊な採水方法をするものですから、いろいろと経費等がかかって1回きりですね。ということです。これからずっと伸びるということではないです。

○ 議長（宮平秀保）

8 番 金城勝英議員。

○ 8 番（金城勝英議員）

大変な莫大なものですね。水よりかは非常に高いですね。よくわかりました。それから一般のほうから相当1, 700万円一応入れているんですけども、こちらのほうにせっかくだめた基金を崩しているんですけども、これは崩さないで一般の補正の地域交付金がありましたよね、あれから入れることはやはり予算は厳しかったんですかね。なるべく基金は水道どうなるかわかりませんが、残しておきたかったものですからその点をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。確かに漏水基金はなるべく取り崩さないようにということが一番いい方法ではあるんですが、地域臨時交付金についてもたくさんの方が需要がありまして、どうしてもそこに回す分にも充てなければならぬという事情もありまして、今回の漏水のためには基金を充てさせていただいております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

よくわかりました。水も大変、座間味村では8年前から有名になっておりますので、これまで立派に次は断水もないように頑張ってください。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

きのうの一般質問でもかなり申し上げましたけれども、8ページ、9ページを出ていますと正式に言えば国庫補助金も入りますけれども、村債でやはりこれだけ年間出ていくというのはやはり借金がどんどん重なっていきますから、10ページにもありますように漏水対策をするためにいろいろなことをやらないと。あとは水道の整備事業、資材代、いろいろなもので借金がどんどん増えていかなければならないですよ。だからそのためにも申し上げましたように早急に県に行って、水は確実に供給してくださいというふうにしてやっていただけますよう、私はお願いであります。今さら言っても私は反対できませんので、以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

英隆課長、勉強させてください。9ページ、村債がありますよね、これに簡水債と過疎債というのがありますけれども、私は普通、辺地債とか、過疎債というのはよく聞いていますけれども、簡水債というのはあるんですか。これは勉強で私は聞いておりますね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

起債をする場合、項目で分けてありまして、簡易水道事業債というのがあります。その中で2分の1は過疎とか辺地に活用する地方債の制度上のものです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

普通、辺地債と過疎債というのは交付税に元利が算定されていますよね。元利償還でやりますけれども、これもそういうふうに入りますか。入りますね、わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。進行しますね。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これで午前の部を終了します。午後1時30分から…。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

再開いたします。

日程第8. 議案第36号 平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第36号 平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第

1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第37号 座間味村課設置条例の一部改正について議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番 (宮里順之議員)

一番最後のページの組織図を見たほうが、議員の皆さんいいと思うんですけども、やはり組織図の矢印の下の方に組織再編ということになっておりますけれども、これまでの従来の7課を5課に再編成することですけれども、会計課、産業振興課、住民課、総務課、公営企業課。この公営企業課は最初、私は違和感を感じましたけれども、しかし聞いたらあちこち特別会計は公営企業課に入っているということですので、仲村村長の場合、しょっちゅう変わりましたよね。これはこういう言葉があるんですかね。朝令暮改とって、朝命令して帰ってきたら、またこれを改めると、朝令暮改といいまして、非常にまとまっていない団体らしいです。まさしく我が村は過去には1年足らずでまた再開してありましたよね、こういうことで村長、これはあなたが村長のカラーを出したと思っておりますけれども、あなたは市町村課にいても相当勉強なさったし、そういったところの意見も聞いたと思っておりますけれども、改めて聞きますけれども、新しくできた公営企業課についてちょっとよろしく説明と、こうだということをお願いします。

○ 議長 (宮平秀保)

宮里 哲村長。

○ 村長 (宮里 哲)

ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。まず私は今回の課の再編成に関しましては一番初めに私が村長に就任させていただいてやりたかった仕事の一つでございます。私の政策提言、マニフェストの中にも合併しない行政運営ということで一番目に掲げさせていただいているのが行財政改革でございます。もちろん財政改革に関しましてはこれまでいろいろと各種計画にのっとりましてやってきております。さらに推し進めるために平成18年からですか、国・県からの指導のもとにいろいろとやっていく、いわゆる集中改革プランに基づきまして、私は課の統廃合を推し進めて業務の改善を図りたいということを訴えてまいりました。公営企業課に関しましては、既に例えば伊平屋村とか、伊江村が取り入れている状況もありまして、そちらの話もちょっと伺ってきたところですが、昨今の水事情は厳しい状況がありますが、そういうちょっとした仕事が多いときにもお互いで助け合うことができる。あるいは船舶の仕事もみんなでやりながら、少ない仕事のために一人の臨時職員を雇うとか、そういうことがないという意味でも公営企業課の設立は大きなものがあると思えますし、また課を少なくすることによって、将来的に課長職の数を減らすことも人件費でいいますと行革の一つになるのかなというふうにも考えておりまして、この公営企業課の創設に関しましては、ぜひこの議案を通していただきまして、やっていきたいというふうに思います。先ほどの話にもありましたが、私は今回の課の再編成を行いますと少なくとも私の1期目の任期中に関しましては、特に新たな課の再編成をする予定はございません。この体制でまず4年間を一生懸命頑張っていきながら、各種事業あるいは福祉サービスを推進していきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 (宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

○ 1番 (宮里順之議員)

わかりました。ちょっと船舶と従来の環境衛生課が一緒の形になっておりますけれども、これは事務所の問題などは検討されましたかね。どこを中心にやるとか。特にこれは現金を扱う立場上、こういった現金の管理状況などについてもちょっと心配の面もあるような感じがしますので、よろしくをお願いします。

○ 議長 (宮平秀保)

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず職場といいますか、働く建物の件でございますが、すぐに一つの課で10月1日から動けるかといいますと、なかなかそうはいかないと思います。例えば1月1日をめどに、あるいは遅くとも来年の4月1日をめどに一つの建物の中に公営企業課は入っていただきたいというふうに思っておりますし、また現金の取り扱いに関しましても、これは公営企業課だけの問題ではなくて会計課も中心に会計業務の簡素化といいますか、合理化を図っていき、いろいろな不手際がないような仕組みをつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

私はこの課の再編については十分内部で、課長会議があったので話し合いの議論もしたと思うんですけども、これは十分各担当課長は認識はなさっていますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては、公営企業課だけではなくて課の再編成全体を庁議の中でもお話をさせていただきました。就任させていただいてからも話をさせていただいております。また、行財政改革のプロジェクトチームを立ち上げておまして、その中でもいろいろ話をもんでもらっておりますし、そのメンバーにお願いしまして、伊平屋村、あるいは伊江村の公営企業課の現状というのを調べたいいただいた上で、今回の決断をさせていただいております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それにあと2点ぐらいでお願いします。いわゆる7つの課長が5課になるわけですけども、2人の課長はどの方は知りませんが、どのような処遇になされるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず現在、総務企画課長と衛生課長が兼務しておりますので実質、課長が1人減ることになります。将来的な話は別としまして、現在1人多い課長の数の中でどうするかといいますと、今私の考えの中では公営企業課に課長と参事を置きたいと思っております。この参事は船舶の業務を中心として、あともう一つの大きな業務は先ほど話をするのを忘れておりましたが、船舶の滞納の貨物運賃、あるいは上下水道の使用料の徴収対策参事ということでポジションをつくって、当面はここで頑張りたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

わかりました。村長がおっしゃるように行革の立場を推進するため、事務の効率化等々図るためには、これもそういう組織も私はいいいのではないかと考えております。ぜひ今後、行革課、そういった事務の効率化

にはすばらしく力を発揮できるようにお願いしたいと思っております。これに対しては私は依存はございません、今のところは。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

同じ質疑になるかと思いますが、この課の設置条例におきましては村長が先ほど説明しているのはなるほどと思いながら、もちろんこれは理想的な考えでしょうとは思いますが、私が一番今、質疑をしようと思っているのは、なぜそんなに急いでする必要があるのか。来年度の3月、4月からスタートしてもいいのではないかと。なぜ年度途中でやらなければいけないのか。何を急いでいるのか、今やらなければいけないことは何ですか。それを聞いたんです。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。特に今急いでいるというのは、私は公営企業課について説明をさせていただきたいと思えます。まず、今私たち座間味村で抱えている問題は何があるかと言うと、まず溶融炉の裁判の問題がございます。それからこれを溶融炉のある状況の中でのごみ処理をどうしていくかという問題があると思えます。それからもちろん船舶の話もありますが、もう一つは一番大きいのは水だと思っております。この3つの裁判、ごみ、水、今の現状で一人の課長が担当している状況になっているというのが、まず大きな1点でございます。私も最初は当初は3月の議会あたりで、あるいは12月に提案して、4月1日からというふうに考えておりましたが、水もこういう状況になってきております。急いで解決していかなければならない水の問題。それから長期的な水の問題、それと裁判、あるいはこれからごみ行政をどうしていくかというのを考えた場合には1日も早く、私の考えに基づいた行政組織の中で各課長を含め、職員の皆様に各課題に取り組んでいただきたいというのが私の考えでございますので、できるだけ早くやりたいということで今回提案させていただいて、10月1日から実行させていただきたいということでございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

今、村長の説明によりますと、課長一人でいろいろな仕事をたくさん抱えて持っているということでございますが、かえってこれは今、村長の説明していますが、逆になるのではないかなと思えますね。そういった忙しいところに、なぜこんなに削減するか、かえってもっと優秀な人材をもう一人増やして、それが解決するまでは暫定的な措置でもいいですから、増やしてかえってこの仕事を解決した後にそういった方法を取ったほうがいいのではないかなと私は思いますが、これは私の意見ですのでこれは強いて村長の意見をそうするとは言えない立場ではございますので、私の考えとしてはそのように思えます。できれば私は来年度からやってほしいと。もしそのその場で職員が忙しかったら、下水道、水道事業のところでは人材を増やして仕事をさせて解決したほうがいいのではないかなと思えます。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この座間味村の課でございますけれども、今ずっと前から行革、行革とうたわれておりますが、非常に座間味村は済むかと思ったら、非常に課が1課多くなったことがありました。それはある課長がその課長のポ

ストをつくるためにやったのではないかという冗談的なことも言ったことはありました。だけど、やはりこれは今、このようにカラーができたというのは、私は非常にすばらしい座間味村の前進だと思っております。今、与那原町があんな大きい町でも5つになっておりますね。だからこのようにして全部で絞って、全部で力を合わせてやるというのは非常に私はすばらしい。だからこの今までずっとやってきている村長としては自分のカラーというのは来年持ってもいいんじゃないかと思っているんですが、やはり自分のこれだけの当選した以上は自分のカラーを出して、やはり行政に前進したほうがいいのではないかと私はこの組織図においては賛成だと言えます。終わりです。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

私もいわゆるスリム化に関しては別に依存はないんですけれども、ちょっと公営企業課に観光があるというのはちょっと腑に落ちないんです。やはり前から観光を目玉に観光立村という位置づけで昔からやってきたように観光と見た話で、観光に特化した何か部署、独立した観光課というのはちょっと厳しいと思うんですが、公営企業課というのはいわゆる公営企業の中で船舶、水関係、観光業務というのはちょっと今腑には落ちないんですが、村長どうのお考えでしょう。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この観光集客業務というのは、あくまで船舶にかかわる観光集客業務でございまして、私が考えているのはいわゆる産業振興課の中では商工観光担当がございます。商工観光担当の中でしっかりとした観光政策が担っていただきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

この新旧対照表の中の公営企業課の5の観光集客と産業振興の21の観光集客はいわゆるかぶりはないわけですね。わかりました。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

5番 金城善昇議員。

○ 5番（金城善昇議員）

税政課、先ほど同僚議員からありましたけれども、課長1人つくるためにこの課ができたのではないかというのが、前はあったんですが、実際に今総務企画課の中でありましてけれども、担当者は一生懸命やって固定資産税等、一生懸命やっているんですが、逆にこれは総務課でこれをずっと続けていって、またはほかの利用料とかいうのは別々になるわけですね。船舶、水道は別々になるわけですね。そういうときに、やはり財政状況というのはいろいろなことは横の連携でできるのかどうか。単独、単独で動いてしまうと、例えば健康保険税でもそうなんです、年金にしてもそうなんです、この横の連携はどのようにして取れる

のか。その方法論といいますか、今まで全部バラバラに動いていますので、その横の連携をどのようにして取るのか、その辺の村長のお考えをお聞かせください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。まず最初に個別の話でいきますが、税関係に関しましてはこの条例が可決させていただきますと、総務課がまず総務課長を中心にやります。福祉系のものに関しましては住民課長を中心にやります。今回、公営企業課ができることによりまして、上下水道、それから船舶の使用料が一つの課で取り扱うことになるので一元化になる。この3本の柱ができると思いますが、この3本の柱の横をつなぐのが平成19年度から本村がやっております徴収対策チームになるかと思っております。徴収対策チームは今、税の係長が担当しておりますが、新たな組織の中でだれがリーダーになるかはちょっとまだ未定だと思うんですが、そういうプロジェクトチームをうまく活用して、横断的な仕事をみんなでしていってもらうということで考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ちょっとテレビで何回か見たことがあるんですけども、たしか滋賀県だったと思うんですよね。やはり同じように利用料が増えないとか、保険料が取れないとかあったんですけど、これは何で取れないかというものを分析するプロジェクトチームであったんですね。利用料を払えない。保険料も払っていない。別々には両方言ってたわけですよ。ところが新しい市民の目から見た嘱託職員ですけども、何でそれをやらないかと。それを調べた結果、病気がちで収入もない。だから保険料が払えない。利用料を払えない。だからわからないものですから、低所得になるんですね。そのために水道料金も払いきれない。だから止められてしまう。さらに低所得ですから、飯を食うので精いっぱいですから保険料も払えない。病院にも行けない。そういう状況といいますか、横の連携がない場合にはこれがだんだん低所得者を苦しめていくという事例がありまして、その人を調べることによって、例えば住民課にこういう人がいますよと。低所得でどうにもなりませんよという情報があると、そこから水道も止められていると、その水道のサービスを復活させてください。生活保護を申請させるとか、そういうものも連携がないと住民は確実におろされていきますので、その辺の何で水道料金、固定資産税が払えないのかを含めて、総務課で所得がわかりますので、形成されていますので、それも含めて連携を密にして住民サービスに徹底してやれるように。今までとにかく縦割り行政の弊害がずっと出ていますから、こんな小さい村で縦割り行政に弊害が出るということ自体がおかしな話です。これは緊密な課を編成してやるのであれば、もっともっと緊密な横の連携を保って住民サービスに徹底していただきたいというのが私の意見であります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その辺につきましてはちゃんと10月1日以降、住民の皆様にはわかるように組織づくりをしていきたいと思っておりますし、またその辺の案内もちゃんとできるような体制を整えていきたいというふうに思っております。また、金城議員からも御提言がありましたように滞納あるいは使用料、税の徴収には一生懸命頑張って徴収率を上げるつもりではございますが、金城議員がおっしゃるようなぬくもりのある行政運営もしていきたいとあわせて思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 座間味村課設置条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第37号 座間味村課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第38号 座間味村国民健康保険条例の一部改正について議題とします。

これから質疑を行います。5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

大変めでたいこととございますので、一言質疑いたします。課長、この出産育児一時金に関してこれは暫定的にするんですか。どうして暫定ですか、この方が出産が終わってしまうとまた元に戻るんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質疑にお答えいたします。今のところ期限立法という形で1年半の限定です。平成23年3月31日をもって効力を失う期限立法となっておりますので、その後に関しましてはこれからの政治の方策、施策のほうの動向を見ていきたいと思っております。これは国の条例の改正ということで期限付きでございます。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

わかりました。私の勉強不足でそれまでは完全になったので、終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

1点ほどお聞きしたいと思います。この条例は35万円から39万円に上げるということになっておりますが、その条例文の中に健康保険法の施行例に36条、これはどういったものがわかりませんが、これに勘案しまして、必要と認めるときは村長は規則で定める3万円を加算するとうたわれているのが本健康保険の条例であるんですが、これも一応認めたときはこの39万円に加算するんですかどうか。それからまた36条というのはどういったものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

3万円を加算するのは、出産する医療機関が万が一、子供に出産の分娩に対して高度な障害を負った場合、保険を掛けます。掛けている病院と掛けていない病院がございまして、その保険に加入している病院のみ3万円は医療機関が負担することになっておりますので、その分、医療機関に負担をかけないように市町村が3万円を加算することができるということになります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

わかりました。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 座間味村国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第38号 座間味村国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 報告第4号から6号まで一括して報告を求めます。

提案者の報告の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

報告第4号

平成19年度決算に伴う健全化判断比率の修正報告について

平成19年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年度法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同法第3条第1項により、別紙のとおり修正報告する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率				202.9
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

備考 訂正した数値のみ起債（数値の修正を伴わない指数については空欄とする）

報告第5号

平成20年度決算に伴う健全化判断比率及び資金不足率の報告について

平成20年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年度法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	27.4	216.4

早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「-」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	89.5	20.0
航路事業特別会計	2.0	
下水道事業特別会計	-	
漁業集落排水事業特別会計	-	
農業集落排水事業特別会計	-	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「-」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

報告第6号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）243条の3第2項の規定により、地方自治法第221条第3項の法人（株二一・ざまみ）についての経営状況を、別添のとおり報告する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

なお、詳細につきましてははせんだって行われました全員協議会で説明をさせていただいておりますので、割愛させていただきます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ただいまの報告について、お聞きしたいことはございますか。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

今朝のタイムス皆さん見ましたか。本村はいわゆる実質公債費比率が27.2と基準は25ですよね、これを見ると。ですからいわゆる債権団体になるわけですよね。これは今後、新聞等を見たわけなんですけれ

ども、内部監査というのはいわゆるいろいろな新規事業も難しいですよ。新規事業に対して、お願いします。新規事業となるとどうなるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回、実質公債費比率は引っ掛かっておりますが、どういうことが起こるかという、新規の事業とか、そういうのが起債を行ったりする場合に非常に厳しくなるのではないかとこのように言われております。詳細は今確認中ですが、例えば一般単独事業債とか、そういう融通のきく借り入れのほうがしづらくなるのではないかとこのように考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

その中でいわゆる団体になると、外部団体の監査が入るとこれについてよく意味わかりますけれども、どういう団体が入るんですか。国ですか、県ですか。わかる範囲でいいですよ。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

御説明申し上げますけれども、午前中の補正予算の中でも外部監査の委託料ということで議決をしていただきました。これは国とか県の監査が入るわけではなくて、民間の公認会計士の事務所の方が外部監査として自治体の監査をするということになります。これは財政健全化法の法律に基づく規定になっております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

これは私も村の監査に、いわゆる議員選出の監査をやったことがありますけれども、今現在、議員選出は一応やっておりますけれども、これとの兼ね合いなど出てきませんか。民間ということになるので、私は本当に精通しているのかね。村の監査委員というのはいわゆる月例持っていますよね。どうなんですかね。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

もちろん村の監査委員が一番詳しい監査委員ということは承知しておりますけれども、この外部監査委員を選任するとか、この外部監査するに当たっては監査事務局のほうに意見を求めることになっております。ですので、村の監査委員の意見ももちろん反映されるのではないかと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

これはもちろん事業関係も制限されるわけですが、村債についても制限されるわけなんですけれども、県の指導あたりなんかにも相当入ってくると思いますけれども、どういうことなんです。県が直接介入するんですか。よくわかりませんか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

この外部監査について、具体的に県のいろいろつながりとか、出てくると思いますよね。ひとつ具体的に説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの件にお答えいたします。まず、県、国、私たちが今財政状況が悪いということでございまして、それに対しまして県、国がどう絡むというのがまず第一点だったと思います。県、国の方々が私たち自治体が財政が悪くなった場合には、この財政健全化法に基づく比率を見ながら各自治体の今回は座間味村の財政状況を確認するには来ております。実際に国で言いますと、総合事務局の財務部、あるいは県庁で言いますと、企画部の市町村課の財政担当ですね。財務担当部局が各自治体の財政状況の確認。それから助言等を行いに来ていただいております。

それから次に外部監査の件ですが、外部監査の件はあくまでも先ほどうちの総務課長が話したように一番詳しいのは本村の監査委員の先生方でございまして、この外部監査を入れるときはその監査委員の先生方の御意見をまず聞くということが一つと。外部監査をやるに当たりましてはもちろん今回の予算で補正予算計上させていただいて、皆様にお諮りしているところでございますが、さらに外部監査をさせていただきますという議案の提案を、改めて議会で提案させていただくこととなっておりますので、行政、あるいは議会の皆さんの内容の状況を把握していただいたもとで外部監査を入れていくということでございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

わかりました。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

健全化のあれはあと何年かすれば25%を切るということは私も下の資金不足比率が気になるんですが、航路のほうは原因はわかっておりますので、燃油の高騰でこうなったということはわかっております。ですので航路は絶対間違いなく黒字になったりとかするので、これは心配しておりませんが、やはり簡易水道はどうにもならない状態になるので、借金が増えてきますよね。先ほどから私が、きのうも話しましたし、が、もし簡易水道事業を全部、県のほうに持って行っていただいた場合に公債費比率というものが、どのぐらい下がるのか。要するにみんな公債費比率の中で27.4の中で簡易水道事業分が何パーセントあるのか。この分だけはちょっとわかると思いますので、大体何パーセントぐらいなのかちょっと教えていただければいいですか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

ただいまの御質疑でございますけれども、確かに本村は特別会計が占める公債費の負担というのが大きくなっておりまして、現在出ております27.4%のうちの幾らというのは新たに計算をし直せば出すことは可能でございますが、ただかなり複雑な計算を要しますので、後日、このデータについては提供させていただきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、村のこれは後でもらうことにして、特会で簡水が6億4,000万円、19年度ベースで借金がある。村全体からして、今借金の割合、大体何パーセントぐらいなっていますかね。それだけは出ますか。出るんだったらちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

起債残高について御説明申し上げますと、公債の残高のある会計がまず一般会計、突貫下水道、農排、漁排、簡水、船舶ということで、6つの会計にまたがっておりますけれども、現在の起債残高で約33億1,900万円です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

トータルですね。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

はい。そのうち簡水の公債費の残高が6億1,158万4,000円。全体の比率にしますと約18%ということになります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

25%というのは何年をめどにできそうですか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

昨日も同じような答弁を申し上げましたけれども、平成22年度決算をめどに出したいというふうを考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

引き続き質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長、報告第6号を私見ておりますけれども、この決算報告は何も役に立たないですよ。これは資産の部、負債の部。これはわかりますよ。これに損益分がないんじゃないですか。何で観光事業を、売上だけ出してそれからまた廃食用油事業があつて、あとは郵便配達の入収入になっている。これは関係ないでしょうこれは。我々が見るのは1回あなたに渡したつもりはありますけれども、あの決算報告のいわゆる損益ですよ。損益を見ないといけませんよ。損益計算書というのがありますよ、それが経営状況なんですよ。その中にはしかも損益には10期と11期、今年のものがあるんですよ。あるんですよ、恐らく事務所に。これは隠しているんですよ。負債額が多いから、これを見ると10期、11期の損益の計算は私持っています。村長に渡したのではないかな、前に。すると当期末損失は10期で去年ので6,960万4,300円と、今年ですよ、第11期は7,704万5,698円となっているんですよ。あの700万円、去年よりは借金が増えているわけですよ。これが実態なんですよ。これがこれにはないんですよ。これは隠していますよ。こんなやり方がありますかね。村長に言いますよ、前村長にこれは村長の指示ですかね。調べてくださいよ。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

大変申しわけありません。この件につきましては、せんだつてと申しますか、6月に行われました株主総会の後にも宮里議員からいろいろ指摘をいただいて、その資料は確認させていただいたところですが、こちらに添付しなかったのは私たちのミスでございます。早速、確認して皆様に御報告させていただきたいと思っております。申しわけありませんでした。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長、あなたにというよりは損益計算が出なければどうしますか。ただ売り上げ、油とか郵便局、何も関係ないですよ。経営状況を我々は見るとあれですからね。これでは報告にならないですよ。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

これで報告を終わります。

これで、本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第3回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後3時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 金 城 英 雄

署名議員 宮 里 祐 司